

提供日	令和 8 年 4 月 3 日 (金)
タイトル	固定資産税の課税誤りについて
内容	<p>この度、固定資産税の課税誤りが2件判明しました。 詳細については、別紙のとおりです。 それぞれの対象の方には、謝罪及び経緯を説明し、ご理解を求めるとともに、還付等の手続をいたしました。 今後は、再発防止に向け、チェック体制を強化するとともに、さらなる業務スキルの向上、職員の規範意識の向上を図り、信頼回復に努めてまいります。</p>
市長コメント	<p>【市長コメント】 この度は、確認漏れ等により、あってはならない課税誤りが2件発生しました。 関係者各位に多大なご迷惑をおかけしたことをお詫びするとともに、皆様からの税に対する信用を失墜させかねない重大な事案であることを非常に重く受けとめております。 今後は、再発防止に向け、チェック体制を強化するとともに、固定資産税業務に関する知識及び正確性の向上、職員の規範意識の向上を図り、信頼回復に取り組んでまいります。</p>
添付資料	別紙
担当課	阪南市 市民部 税務課 担当：満井、森下 電話番号：072-489-4517

固定資産税の課税誤りについて（その1）

1 概要

納税者から、自己が所有する土地に建つ家屋2戸のうち、1戸を解体した場合の税額について相談があり、調査したところ、住宅用地の特例措置の適用について課税台帳システムに誤って登録していたことが判明、結果として固定資産税を誤って課税していたもの。

2 原因

平成13年に居宅が新築された際に、家屋評価を行い家屋については、課税台帳システムに登録したが、その際に、小規模住宅用地の適用を2戸に増やす登録が漏れたことが原因であり、土地担当と家屋担当の連携不足より発生したと推察される。

3 対応

課税を誤っていた納税者に対しお詫びするとともに、過誤納の経緯と返還内容を説明し、返還手続を行った。

対象年度：平成18年度～令和7年度（20年）

返還金額：415,800円（本税356,000円、還付加算金59,800円）

4 再発防止策

課税台帳システムの登録については、登録と確認は別の担当者が行っているところだが、土地と家屋担当者が連携した複数人でのチェック体制の強化を行う。

また、職員の業務に関する知識及び正確性を向上させ、より一層適正な事務の執行に努める。

固定資産税の課税誤りについて（その2）

1 概要

登記所（大阪法務局岸和田支局）の権利異動登記済通知書に基づき、課税台帳システムに住所変更の情報を登録しようとしたところ、平成24年度より同姓同名の別人の方に固定資産税（土地・家屋）を課税していたことが判明した。

2 原因

平成23年に、A氏と同姓同名のB氏が土地・家屋を取得した。登記所（大阪法務局岸和田支局）の権利異動登記済通知書に基づき、課税台帳システムに登録する際に、同姓同名の別人であるA氏の課税台帳に誤って登録したと推測される。

3 対応

- (1) 平成24年度から誤って課税していたA氏に対しお詫びするとともに、過誤納の経緯と返還内容を説明し、返還手続を行った。

対象年度：平成24年度～令和7年度（14年）

返還金額：523,800円（本税478,500円、還付加算金45,300円）

- (2) B氏に対し、課税誤りの経緯を説明してお詫びするとともに、地方税法により賦課決定通知を行い、課税した。

対象年度：令和3年度～令和7年度（5年）

課税額：159,400円

4 再発防止策

課税台帳システムの登録については、登録と確認は別の担当が行っているところだが、複数人でのチェック体制の強化を行い、より一層適正な事務の執行に努める。

また、ヒューマンエラー防止や業務の効率化を図るため、登記所からの登記情報について、電子データの活用等を調査・検討していく。